様式第１号

意　見　書　交　付　申　請　書

年　　月　　日

遠賀郡消防長・消防署長　殿

申請者

住所

氏名

　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に定めるところにより、貯蔵施設等の許可を受けたいので、同法第36条第2項又は同法施行規則第56条第2項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。

防火管理の計画書

１　目的

この計画は、液化石油ガス貯蔵施設における液化石油ガスの貯蔵取扱いに関し、

防火上必要なことを定め、これを実行することにより、災害の防止と被害の軽減を

はかることを目的とする。

２　防火管理の監督等

（１）　○○営業所所長は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いに関する防火管理業務

を総括し、業務主任者（業務主任者が旅行、疾病その他の事故によってそ

の職務を行うことができない場合は、業務主任者の代理者が代行する。以

下同じ。）をして、その監督にあたらせるものとする。

（２）　業務主任者は、液化石油ガスの貯蔵、取扱いの作業をするすべての従業

員を掌握し、ＬＰガス協会等の講習を受けるほか、常に防火についての知

識の高揚に努め、必要に応じ適確な保安上の指示を与え、施設の保安の確

保についての責任を十分果たすよう努めなければならない。

３　自主点検

（１）　業務主任者は、貯蔵施設の点検を１箇月に１回以上、別表に定める自主

点検記録表によって実施しなければならない。

（２）　業務主任者は、前項の自主点検を行ったつど自主点検記録表を販売事業

者に提出しなければならない。

（３）　○○営業所所長は、自主点検記録表の内容を検討し、災害予防上必要あ

ると認められる事項については、ただちに改修等の措置を講じなければな

らない。

４　液化石油ガスの貯蔵等

液化石油ガスの貯蔵、取扱いは、次により行わなければならない。

（１）　充てん容器は、原則として積み重ねないこと。ただし10キログラム容器

以下の容器で積み重ねのできるものは２段積以内とする。

（２）　充てん容器または残ガス容器（以下容器という。）は立てて置き、転倒、

転落、衝撃を受けないように措置すること。

（３）　貯蔵施設内には、温度計を備え温度を常に40度以下に保つこと。

（４）　容器の容器弁は確実に閉じておくこと。

（５）　貯蔵施設には、容器以外のものをみだりに置かないこと。

（６）　容器は、必ず貯蔵施設に収納すること。

（７）　容器への移充てんは行わないこと。

（８）　貯蔵施設内は、充てん容器と残ガス容器を区分して置くこと。

（９）　貯蔵施設内では、絶対に火気を使用しないこと。

（１０）　貯蔵施設の周囲では、火気を使用する作業等をしないこと。

（１１）　貯蔵施設の消火器は毎月１回以上点検すること。

（１２）　店舗には容器を置かないこと。

５　災害時の処置等

火災等の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合の応急処置は次のとおりと

する。

（１）　消防機関への通報

（２）　初期消火活動

（３）　避難誘導に関すること。

（４）　消防隊の誘導に関すること。

（５）　その他

６　消防機関への連絡等

（１）　液化石油ガス販売事業者は、常に消防機関との連絡を密にし、より防火

管理の適正化をはかるよう努めなければならない。

（２）　消防職員の立入検査を受けるにあたっては、○○営業所所長又は業務主

任者が立会い、災害の予防に関し、指導を受けなければならない。

（３）　教育計画

業務主任者は、すべての従業員に対し、液化石油ガスの災害予防に関する

必要な知識及び技能を習得させるために毎月１回以上教育を実施するとと

もに、この結果を記録しておかなければならない。

|  |
| --- |
| 別　表 |
| 自　　主　　点　　検　　記　　録　　表 |
|  |
| 　 | 　 | 点　検　月　日 　月／日 | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ |
| 　 | 　点検項目 | 点　検　者　印 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 販売事業者確認印 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 1 | 貯蔵施設の警戒標は所定の場所に掲げられているか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 2 | 貯蔵施設の警戒標の文字は鮮明か。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 3 | 容器貯蔵量は許可を受けた貯蔵量を越えていないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 4 | 第１種保安物件又は第２種保安物件との距離は適当か。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 5 | 貯蔵施設周囲２ｍ以内に火気又は発火性のものを置いていないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 6 | 貯蔵施設内の容器は転倒のおそれはないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 7 | 貯蔵施設の周囲に可燃物、ドラムかん等が放置されていないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 8 | 貯蔵施設内に充てん容器と残ガス容器が区別して置いてあるか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 9 | 貯蔵施設内に計量器等作業に必要な物以外を置いていないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 10 | 貯蔵施設の屋根は破損していないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 11 | 貯蔵施設の扉は正常に開閉できるか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 12 | 貯蔵施設の出入口は容器の持出に支障はないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 13 | 貯蔵施設内の温度は適正か。 （40℃以下） | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 14 | 貯蔵施設内の電気設備は異常ないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 15 | 貯蔵施設内で特に異状な臭いはしていないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 16 | 貯蔵施設内の消火器は所定の場所にあるか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 17 | 貯蔵施設内の消火器の標示は有効か。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 18 | 貯蔵施設内の消火器は有効に使用できるか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 19 | 貯蔵施設の換気口は有効に作用しているか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 20 | 店舗にはガス漏えいを検知する器具を備えているか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 21 | 貯蔵施設の床は破損していないか。 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
|  備考　点検項目に異常のあった時は×印を記入のこと。 |

特　　　記　　　事　　　項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  点 検 以 外 の 記 録 事 項 |  月 日 |  項 　 目 |  内　　　　容 （処　　置） |
|  |  |  |

 備考　特記事項についてはできるだけ詳細に記入すること。